

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画に関する意識の醸成

1-1 男女共同参画についての意識啓発

【施策の方向性】

男女共同参画を推進するため、町民一人ひとりの男女共同参画に対する意識を育むことは重要です。

これまで本町では、町の広報媒体（広報誌やホームページ）やパンフレット等を活用し、様々な機会において啓発に努めてきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識等が社会の様々な分野に根強く残っており、引き続き男女共同参画に関する意識の浸透や理解の促進に努める必要があります。

このため、多様な媒体による広報や講座の実施等により、町民が男女共同参画の意義を理解し、社会制度や慣行の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。

【施策と主な取組の内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	広報・啓発活動の推進	○町の広報媒体等を活用した町民や企業・各種団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行うとともに、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮します。 ○男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会を通して周知を図ります。	財政協働課
2	男女共同参画に関する講座等の開催	○男女共同参画に関する講座等を開催して人権尊重や男女共同参画に関する周知・啓発を行い、町民の意識醸成を図ります。	財政協働課 社会教育課
3	男女共同参画に関する図書等の紹介	○男女共同参画を推進する図書等を紹介し、町民に男女共同参画社会の実現のための啓発を行います。	財政協働課 社会教育課 学校教育課
4	庁内における情報提供・啓発の推進	○町職員が男女共同参画についての意識・理解を深め、積極的に取り組めるよう、庁内における情報提供や啓発の充実に努めます。	財政協働課

No	施策	主な取組	主な担当課
5	町職員研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、町職員に対して職員研修を実施します。 ○国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と参加を呼びかけます。 	財政協働課
6	固定的性別役割分担意識等の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○性別による役割分担意識や社会制度・社会通念・習慣等にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を超えた意識改革を図ります。 	財政協働課

1-2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【施策の方向性】

男女共同参画を推進するには、幼少期から男女が互いの人格や個性を尊重し、協力し合う心を養うことが重要です。

このため、幼少期から生涯にわたり、男女平等の視点に立った教育の機会を提供するとともに、教育関係者に対する男女共同参画の意識の醸成にも取り組みます。

【施策と主な取組の内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	幼児期における男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○相手を思いやる気持ちや協力することの大切さ等、就学前の段階から心を育てる教育・保育を行います。 ○性別にとらわれない幼児教育・保育を行う等、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。 	こども・保健課 学校教育課
2	学校教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○共感や思いやりの心を育むとともに、個性を大切にされた教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、互いを認め合う意識の形成を図ります。 ○性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できる等、社会人としての自立を目指した教育を推進します。 	学校教育課
3	教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者等に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に努めます。 	学校教育課
4	男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習において男女共同参画の視点を取り入れ、多様な選択を可能にする学習機会の充実に努めます。 	社会教育課

1-3 地域や家庭における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

地域や家庭生活において性別等にかかわらず役割を担うことは、最も身近な男女共同参画の実現といえます。

このため、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、地域や家庭生活において男女が共に役割を果たすことができる意識を醸成するとともに、男性の家事・介護能力向上のための学習機会の提供により、性別等にかかわらず協力して家庭生活を営むことができる環境づくりを進めます。

【施策と主な取組の内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	家庭生活への男性の参加を促すための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画講座やチラシの配布等を通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。 ○家庭における男性の役割を高めるための実践講座を実施します。 ○母子健康手帳交付や乳幼児健診等の機会を活用し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育てを推進します。 	総務課 財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	男女共同参画に向けた講演会等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会における男女共同参画の促進に向け、国や県等が主催する講演会や学習会の情報提供を行い、積極的な参加を促進します。 	財政協働課
3	男女ともに活躍できる地域づくりに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○性別にかかわらず、誰もが能力を発揮できる環境づくりのために、地域リーダーを中心として、地域での慣行の見直しを推進します。 	財政協働課
4	地域活動に参画しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への積極的な参加を呼びかけ、誰もが自主的に参画しやすい環境づくりに努めます。 	全庁

基本目標 2 女性が活躍しやすい社会づくり ※女性活躍推進計画

2-1 就労や意思決定の場等における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

性別等にかかわらず個人を十分に発揮できるよう、雇用の機会均等と待遇の確保等、職場環境の充実が求められます。このため、関係法令の情報提供をはじめ、企業への広報や周知啓発により、男女が共に活躍できる職場づくりを啓発します。

また、本町では政策や方針の決定過程に女性の参画を進めています。引き続き、行政だけでなく、地域や企業においても、性別等にかかわらず多様な意見を反映できるように、様々な方針決定の場に女性が登用される機運の醸成や活躍の場の提供に取り組んでいきます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	企業への情報提供	○町内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や関係する法律及び国・県の補助等の優遇施策の情報提供を行うため、町の広報誌、ホームページやパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。	商工観光課
2	女性の就労・能力開発のための支援	○女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。 ○出産や育児等で離職した人が再就職できるように情報を提供します。 ○性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置と女性の管理職登用に努めます。	財政協働課 商工観光課 総務課
3	働く女性の登用促進	○職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取組への働きかけを行います。	総務課 商工観光課
4	女性の健康上の特性への配慮	○女性が働きやすい環境を整備するため、女性の健康上の特性について職場での理解を深められるよう取り組みます。	総務課
5	起業・創業者に対する支援	○性別にかかわらず、起業・創業を目指す人に対して、起業・創業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供等、支援の充実を図ります。	商工観光課

No	施策	主な取組	主な担当課
6	自営業における女性参画の推進	○農業団体や商工会等と連携して、女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワメントを目的とした学習会等の情報提供を行い、女性リーダーや女性起業家の育成に努めます。	農林課 商工観光課
7	地域への女性参画の推進	○地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発します。	総務課 社会教育課
8	審議会委員の登用率の向上	○各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直しや公募の拡大等により、女性委員の登用を促進します。	全庁

2-2 ハラスメント対策の推進

【施策の方向性】

ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^(※)等）は、重大な人権侵害です。

ハラスメントの背景には、固定的性別役割分担意識や社会的地位等の問題があると言われています。このため、被害防止に向けた正しい認識を啓発していくとともに、ハラスメントを受けた場合、職場や公的な機関等で相談できる環境づくりを進めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	各種ハラスメント対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、企業における様々なハラスメントを防止するため、関係法令等の周知と遵守の啓発に努めます。 ○町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用し、ハラスメントに関する広報・啓発を行います。 ○町職員がハラスメントについての意識・理解を深め、その対策に積極的に取り組めるよう、庁内における情報提供や啓発の充実に努めます。 	総務課 商工観光課
2	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメントに関する相談について受け付けるとともに、相談内容等に応じた対応策や専門機関の相談窓口等の情報提供を行います。 	総務課 商工観光課

2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

幸福度の高い人生や円満な家庭生活を過ごすためには、職場における長時間労働の解消や育児休業・介護休業等の取得促進、フレックスタイム^(※)制度やテレワーク^(※)の導入等、仕事と生活の調和が図れる環境づくりが大切です。

このため、ワーク・ライフ・バランスの視点による取組により、町民が仕事と家庭を両立しながら暮らせるまちづくりを進めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する町内企業への周知	○ワーク・ライフ・バランスの観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業等、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、町内企業への働きかけを促進します。	商工観光課
2	子育て支援の充実	○核家族化や共働き世帯等に対応するため、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育等の保育サービスの充実に努めます。 ○保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学1年生～小学6年生)の健全育成を図る学童保育のさらなる充実を図ります。また、放課後児童支援員等の研修を充実させ質の向上を図ります。	こども・保健課 社会教育課

基本目標3 暴力のない社会づくり ※DV被害者支援計画

3-1 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組の推進

【施策の方向性】

配偶者からの暴力（DV）、恋人等からの暴力（デートDV）等は外部から発見が困難な家庭内や親密な関係で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、性別等による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識、経済的格差等の社会状況があると言われてしています。

このため、暴力等の行為が未然に防がれるよう啓発に努めるとともに、被害にあった場合の対応や相談機関について広報・周知を行います。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力（DV）、恋人等からの暴力（デートDV）等に関して、町の広報媒体等を活用して広報・啓発を推進します。 ○人権擁護委員や民生委員・児童委員等、地域の関係者と連携を取り、積極的な広報活動を行います。 	総務課 財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	相談機関の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センター等、DV相談機関を掲載します。 ○DV相談窓口を記載したカード等を町内公共施設等に設置します。 ○町及びアバンセの女性相談窓口について、町の広報媒体等を活用して周知します。 	総務課 財政協働課 こども・保健課
3	DV防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるDV防止教育・啓発を実施します。 	財政協働課 学校教育課 社会教育課

3-2 相談支援体制の充実

【施策の方向性】

配偶者からの暴力(DV)、恋人等からの暴力(デートDV)等だけでなく、高齢者、障がいのある人等、あらゆる立場の人が暴力や虐待を受けないようにしていくことが重要です。

このため、関係機関等を連携した相談支援体制を構築し、被害を受けた人が相談しやすい環境づくりを進めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	DV被害の通報体制の整備	○DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	こども・保健課 福祉課
2	被害者の相談体制の充実	○被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。	こども・保健課 福祉課 総務課
3	多様な被害者への配慮	○被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	財政協働課 福祉課
4	庁舎内の連携	○被害者に関係のある部署の担当者と連携を取り、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を広げる研修を行います。 ○県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	こども・保健課 福祉課

3-3 こどもや若年層に対する取組の推進

【施策の方向性】

暴力や虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、暴力や虐待への対応を強力に進めていく必要があります。

このため、学校や関係機関等と連携して暴力や虐待事案の把握と早期対応に努め、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう取り組みます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	こどもや若年層に対する性暴力被害に関する教育の推進	○こどもや若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育を推進します。	学校教育課
2	児童生徒に対するDV防止教育の推進	○将来の被害者や加害者の発生を防止するため、性教育学習・CAPプログラム・さくらんぼプログラム等により、児童生徒に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。	学校教育課 こども・保健課
3	児童虐待防止対策の推進	○「児童虐待防止推進月間」（11月）と「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日から25日まで）とをあわせて、集中的な広報・啓発活動を実施します。	こども・保健課
4	こども・若者の人権についての啓発の充実	○こども・若者の人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、こども・若者の人権啓発を「人権週間」（12月4日から10日まで）等を通じて学校や人権擁護委員等と連携して推進します。	総務課 学校教育課
5	子育てに関する相談支援	○乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行うとともに、学校・保育園等と連携しながら虐待防止に努めます。	こども・保健課 学校教育課

3-4 被害者の保護・支援に関する取組の推進

【施策の方向性】

DVや虐待等の被害者の安全確保と自立支援に向けた対応のため、関係各機関が連携して、被害者にとって最善の支援に努めることが求められます。

このため、被害にあった人への相談体制や関係機関への連絡調整に取り組むとともに、二次被害の防止や被害者の回復を支援するため、関係者への研修の充実に取り組みます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	被害者の保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の保護が必要な事案が発生した場合は、警察、医療機関、その他関係機関と連携を図り、被害者の保護を第一に対応に努めます。 ○DV加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。 ○被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、転出先の市町村との連携に努めます。 	こども・保健課 福祉課 住民課
2	継続的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を活用し、自立に向けた継続的な支援体制を行います。 	こども・保健課 福祉課
3	町職員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○町内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割等を理解し、二次被害を防止するため、町職員に対する研修を行います。 	こども・保健課 福祉課 総務課

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

4-1 生涯にわたる健康の維持増進

【施策の方向性】

女性の心身の状態は、ライフステージ^(※)により大きく変化します。また、男性は、性別役割分担意識の影響により、仕事の重圧や弱音の吐きづらさ等、精神的に孤立しやすいといわれています。男性が抱える不安や生きづらさの緩和を図るための配慮も求められます。

そのため、性別等にかかわらず健康の維持・増進を支援するとともに、女性においては妊娠・出産期に関する支援に取り組みます。また、女性の「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(※)（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も含めた正しい知識を啓発するとともに、性別等にかかわらない相談支援に取り組みます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	生涯にわたる健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、ライフステージに応じた適切な健康診断等の受診を促進し、健康の保持・増進を図ります。 ○性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めます。 	こども・保健課
2	学校教育における性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識・生命の尊厳や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する力を身につけることができるよう性教育を推進します。 	学校教育課
3	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。 	財政協働課 こども・保健課
4	妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て包括支援センター）	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健診等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。 	こども・保健課

No	施策	主な取組	主な担当課
5	健康教育と健康相談の実施	○公民館等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。 ○健康相談については、健康福祉センターで随時実施します。	こども・保健課 福祉課

4-2 地域防災における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

「吉野ヶ里町地域防災計画」（2022（令和4）年6月改訂）では、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める」と示されています。

このため、地域防災の推進に当たり、性別等にかかわらず責任と役割をもって取り組めるよう、男性の視点に偏りがちな防災分野について、女性の視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○町の防災会議に女性委員等の参画を拡大します。 ○自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。 ○女性消防団員の確保に努め、防災対策における女性の活躍を推進します。 	総務課
2	防災対策、避難所運営、相談支援等に女性の視点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用物資の備蓄や避難計画等の検討に女性の参画を推進します。 ○避難所の運営や被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため、避難所の運営や相談支援の担当責任者に女性を配置する等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。 	総務課 福祉課
3	防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が参加する自主的な訓練や保育・教育の場で実施する訓練を支援するとともに、住民参加の防災訓練について検討を進めます。 	総務課

4-3 誰も取り残さないための支援

【施策の方向性】

女性をめぐる課題は、性暴力・性犯罪被害、生活困窮、家庭関係の破綻等、複雑化・複合化しています。本町においても、様々な困難な問題を抱える女性をサポートできる相談支援体制を構築し、関係機関の連携による適切な支援を行う必要があります。

このため、一人で子どもを育てる世帯や、高齢者や障がいのある人を家族が介護・介助する世帯に対する様々な支援やサービスの充実により、家庭生活における負担を軽減し、幸せを感じられる人生を過ごせるよう取組を進めます。また、国際化に伴う文化や価値観の違いや性的マイノリティの人への理解を促進し、多様性を尊重できる社会づくりに取り組めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	相談業務の周知	○役場をはじめ、民生委員・児童委員、佐賀県母子相談員等の各相談先の周知を図ります。 ○国や県等の相談先について周知を図ります。	財政協働課 子ども・保健課 福祉課
2	ひとり親家庭等への支援	○児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を行います。 ○一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に県と連携して「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け支援を行います。	子ども・保健課
3	生活上の困難に直面する女性等への支援	○貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、町営住宅に入居を希望する場合は適宜相談を受け付けます。	建設事業課
4	高齢者が安心して生活できる環境づくり	○高齢者が安全・安心に暮らせる地域包括ケアシステム ^(※) を推進します。	福祉課
5	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	○障がいのある人が個性や能力を生かして在宅生活を過ごせるよう、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	福祉課

No	施策	主な取組	主な担当課
6	外国人が安心して生活できる環境づくり	○地域において多様性を尊重し、外国人も安全・安心に暮らせるコミュニティづくりを推進します。	財政協働課
7	SOGIE ^(※) や性的マイノリティに対する理解の促進	○一人ひとりの個性や多様な価値観を尊重する視点からSOGIEや性的マイノリティについて学ぶ機会を提供し、理解が進むよう啓発を行います。	学校教育課 社会教育課